

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会
第 57 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 4 年 12 月 20 日（火） 15 : 30～17 : 51

場所 オンライン開催

○吉瀬室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第 57 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日の小委員会についても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、澤田委員、村木委員、武田委員、石井委員におかれましてはご欠席のご連絡をいただいております。また、牛窪委員、大石委員におかれましては途中からのご参加とご連絡をいただいております。なお、本日ご出席いただいております本委員および臨時委員の方の数は定数を満たしております。

なお、本日は参考資料を 1 点配布させていただいております。参考資料の 1 につきましては武田委員からの書面でのご意見の提出でございますので、ご紹介をさせていただきます。それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いいたします。

○山内委員長

承知いたしました。それでは、お手元の議事次第に従って、これから議論に入りたいと思います。今日の議事次第にありますように、議題は 3 点ということで、小売電気事業の在り方、それから今後の電力政策の方向性、そして今後の電力システムのさらなる検討課題ということでございます。

それでは、早速ですけど、議題 1 です。資料の 3 になりますけれども、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、電力産業・市場室長吉瀬から、資料 3 についてご説明を申し上げます。

これまでも小売電気事業の在り方につきまして、規律の在り方含めましてご議論いただいております。そのうち一部議論が残っておりますところがございますので、その点について今回ご議論いただければと思っております。特に休廃止、中途解約における周知期間を含めてご議論いただければと思っております。

3 ページをご覧ください。前回の本委員会において、中途解約の時も対応期間の確保が需要家保護のために重要ということでご提示させていただきました。1 点、一番下のポツにございますけれども、現在、中途解約を小売電気事業者側から行う場合、特に需要家の責めに帰すべき事由がない場合においても、中途解約を行うような場合についての契約上の定めについては、必ずしも契約書なり約款に書いていないこともございますし、事前に説明が行われていないという状況でございますので、小売供給契約の締結時における説明の義務の中に、中途解約を行うというような場合についてのご説明を項目として加えてはどうかというご提案が1 項目でございます。

続いて4 ページ目でございますけれども、以前にもご議論いただいた休廃止時、あるいは中途解約時の周知期間でございますけれども、以前の本委員会でのご議論も踏まえまして、低圧契約については60 日、特別高圧・高圧契約については90 日という日数を事前の周知期間の期間として設定してはどうかと考えておまして、今日ご議論の上、皆さまからご賛同いただければ、必要な省令改正などを措置していくということで考えたいと思っております。議題1 についてのご説明は以上でございまして、ご意見等頂戴できれば幸いです。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、ただ今ご説明いただきました点について、ご質問、ご意見等あればご発言願いたいと思いますが、ご質問、ご意見のある方は、チャット欄を利用していただいて、お名前と発言希望の旨記入していただければと思います。こちらから順次指名させていただこうと思います。

それでは、いかがでございましょう。この議題の1、小売電気事業の在り方。基本的には3 ページの一番下のところと、それから4 ページの真ん中のところですね。低圧60 日、特別高圧・高圧90 日というところですが、これについて、いかがでございましょう。

特にございませつか。ちょっと私、議題の進めるのが早過ぎるんじゃないかというご意見もあります。村松委員、ご発言ご希望ということですか。どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○村松委員

恐れ入ります。今回のこちらの議題につきましては、省令や法律の改正を伴うものと理解しております。2 点質問させていただければと思います。

1つ目は論点1でございますが、こちらの解約に関する説明ルールということで、電事法の改正に該当するということでしょうか。電事法ということだと、義務付けの程度が、順守が非常に強く求められるという性質のものだと思いますので、その確認をさせていただきたいと思います。

と申しますのは、解約を、100%ないとは言えないと思いますが、小売電気事業者側の事由での解約が見込まれない場合であっても、契約締結時に説明義務があるということで対応しなければならないのかという点が少し気になりました。論点2も併せて、実際に導入される際には、小売事業者への対応についてのご説明というのがFAQ等で提示いただければと思いますし、準備時間、合理的に確保できるようなスケジュール感で進めていただければと思います。

それから、論点2ですが、4ページの3ポツ目の内容です。念のため確認ですがけれども、こちらに記載の内容というのは、今回の省令等の改正ではなくて、今後詳細を詰めていつ措置を取る項目ということでお示しいただいたという理解でよろしいでしょうか。恐れ入ります。確認のため、お願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。他に発言ご希望がないようですので、取りあえず今のご質問等についてご回答いただければと思います。

○吉瀬室長

ありがとうございます。まず、1点目の3ページの点でございますけれども、現在考えておりますのは、個々の事前説明の事項というのが、電気事業法施行規則、省令でございますね、こちらに今個別に列記をしておるところでございます。従いまして、今回の話につきましては、そこに1つ新たに付け加える形によって、電気事業法の規律として追加をするということを考えておるところでございます。

一方で、該当しないケースがあるのではないかとのご意見頂戴いたしました。ちょっとその点は検討させていただいた上で、すべからく説明するというにすることにするか、あるいは該当するものがある場合には説明するという、そういった書きぶりも従前ございますので、そういった形にするかについては、ちょっと検討させていただければと思います。

2点目ですがけれども、この60日、90日というものをどこで規定していくかというのは、ちょっとまだ検討が詰め切っていない部分もございますけれども、少なくともガイドライン上に書く、あるいは省令改正を行うことによって、少なくとも休廃止の時については省令で書くということだとは思っておるんですけども、中途解約についても併せて省令で書くということを基本線としながら、場合によってはガイドラインということも併せて検討したいと思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。村松委員、よろしいですか。

○村松委員

ありがとうございます。すみません、細かいところで申し訳ないんですが、4ページの3ポツ目に書いてある内容というのは、次回以降ということによろしいのでしょうか。

○吉瀬室長

3ポツ目に、すみません、書いてあることの前半部分で「ついても」というふうに書いておりますけれども、こちらはこちらで、電力・ガス取引監視等委員会において検討が進んだ段階で、別途、またガイドラインなり省令改正なりというところの出口を含めた検討結果が出てくるものと考えております。

○村松委員

承知しました。ありがとうございます。

○山内委員長

それでは、その他にご発言のご希望はどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、今、資料3で小売電気事業の在り方等についてご説明いただき、ご質問、ご審議いただいたわけでありまして、特に大きな変更ということではないわけでごさいます、その意味では、事務局におかれては、本日の委員のご意見を踏まえて小売電気事業の在り方等について具体化を進めていただければと思います。ありがとうございました。それで議事は進行させていただくと、2つ目の議題ですね。これについて、資料の4-1、4-2の説明をお願いいたします。

○小川課長

それでは、まず資料4-1をご覧くださいと思います。電力基盤課長の小川です。

今後の電力政策の方向性について中間取りまとめ、こちらが概要、もう一つ資料4-2のほうはWordでの、ちょっとかいつまんでご説明いたします。

まず、概要のほうですけれども、背景としましては、資料、スライドで言いますと3ページ目、今年8月のGX実行会議で、3ページの下枠のところ、赤字で、電力システムが安定供給に資するものとなるよう制度全体の再点検という話がありました。これを受けまして、本小委員会でも今年9月以降ご議論いただいていたもの、これを取りまとめたのがこの2ページになります。

大きく3つの構成、1つ目が安定供給、2つ目がネットワーク周り、3つ目が小売というふうに分けております。安定供給のところと言いますと、供給力の管理、そして十分な

供給力を確保する仕組み、さらに燃料。ネットワークで言いますと、ネットワークそのものの構築と調整力。小売につきましては、消費者の選択肢と安定性の確保、そして競争と安定の両立する市場・取引環境、さらには小売・需要家の形態に応じた制度整備という、それぞれ2つあるいは3つの柱でもって構成しております。

これらは、これまでこの小委員会、あるいは別の場でご議論いただいていたものをまとめたもの、さらにこの場で新しくご議論いただいた点、いろいろなものを全体としてまとめております。こちらが中間取りまとめということで資料4-2になります。

資料4-2でいきますと、3ページに今申し上げた背景を記しております。

4ページ以降、かいつまんでご説明申し上げます。まず1つ目、安定供給についてですけれども、安定供給の基盤としては、まず供給力をしっかり管理していくメカニズムの構築、その高度化という点を記しております。

今、足元では、例えば需給検証という形を行っていますし、中長期につきましては、4ページ中ほどにありますけれども、電力広域機関を通じての供給計画というものの供給力の管理を行っています。

こうした中で、供給力、足元で言うと、よりきめ細かくということ、さらに、中長期的にしっかり維持・開発していくための枠組みの形成に向けた検討ということを記しております。

それから、2つ目は今度供給力を確保する仕組み、これは昨年、一昨年来いろいろな場でご議論いただいているところでもあります。5ページ目の(2)のところにありますけれども、まずは容量市場ということで、こちらは2024年度から実際の受け渡しということでもあります。容量市場の着実な運用とともに、②、これも既に検討はこの小委員会の下の作業部会で行われておりますけれども、予備電源という仕組み、容量市場など既存の制度を補完するものとしてということ、5ページの一番下に書いてありますけれども、検討を進めているところでありまして、これをさらに検討を進めていくということでもあります。

6ページに入りますと、3)投資支援、電源の新規投資というところにつきましては、これも既に検討を進めてきているところでもあります。足元の需給逼迫に対応したものでいうことで、①に書いてありますけれども、緊急の電源投資支援というところを記しております。具体の募集量についてもこの場でお示したところでもありますけれども、6ページ中ほどから下にかけてで、初回オークションから3年間で合計300~900万kWとするということ、作業部会においては600万kWという数字が示されておりますけれども、足元、特に2030年に向けての供給力をしっかり確保していくということでの緊急の電源投資について記しております。また、2050年を見据えた計画的な脱炭素電源投資支援ということでは、6ページの一番下に記しているところでもあります。

7ページに入って、こちら募集量、スモールスタートを基本としてということ、こちらについては2023年度、来年度から毎年計画的に脱炭素電源の投資支援を進めていくと

いうこととしております。

続きまして、燃料につきましても、昨年来さまざまな仕組みということでご議論いただ
いてきております。まず、何よりも2)にあるところ、燃料調達における国の関与の強化
という点、なかなか国が直接に燃料を調達するというのは難しい中ではありますけれども、
今回、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資という形で、LNG確保の仕組みという
のを作っているところであります。

国のほうでも、これまでより一歩前に出るというところで言いますと、事業者におい
ても、さらに共同調達、あるいはポートフォリオ契約といった形での調達努力というのにつ
いて引き続き検討を進めるということにしております。

8ページにかけての地域および全国大の燃料融通の枠組み、こちらにつきましては、こ
の冬に向けて既に会議を開催するなどしまして対応を行うとともに、ガイドラインの改定
ということで、電力・ガスの枠を超えた燃料調達、連携の仕組みというところを記してお
ります。

以上が、供給力の確保になりまして、続きまして2つ目、ネットワーク関係が8ペー
ジの真ん中からになります。

9ページ目に入りますと、マスタープランに基づくネットワーク構築というところで、
11月、先月ですけれども、電力広域機関から素案が示されたところであります。今年度中
にマスタープラン2050年を見据えたネットワークの構築というところについての案をまと
めていくこととしております。その際に、これはあくまで絵姿、それぞれの系統増強とい
うのはまた一つ一つ計画を作って進めていくわけでありまして、ものによっては資
金調達というところがいろいろ課題もあるというご指摘を受けているところであります。

具体的には、9ページの中ほど近くに書いてあります。全体的にトータルのコストが大
きいということと、特に今検討されている北海道と本州を結ぶ海底直流送電というところ
につきましては、金額の大きさ、それから海というところでのさまざまな課題というの
が想定される中で、資金調達が陸の場合と違いまして円滑に行えない可能性があるとい
うところで、国の関与を強めるということ、具体的などころを幾つか9ページ中ほどに記
しておりますけれども、計画を大臣が認定するといったような形の下で、今までよりも資金
を円滑に調達できるような仕組み、具体的などころとしまして、現行あるFITの賦課金
につきまして、前倒しで交付できるような仕組みというのを検討しているところでありま
す。

また、というところで9ページの中ほどから下になりますけれども、貸し付けという形
でのファイナンスの円滑化、さらなるその他の国の関与の在り方の検討というのも引き続
き行っていくというところでありまして、イメージ図としまして10ページの上のほうに記
しております。緑の部分、再エネ賦課金に基づく交付金というのを、特に運転開始より前
の部分でも交付できるようにするというのが一つ運営資金調達環境の整備の柱となります。

また、10ページ中ほどにかけては発電側課金、こちらにつきましてはここ数年、数年前

から、特に電取委のほうで議論されてきております。その間、レベニューキャップ制の導入など、さまざま議論、状況も変わってきておりますけれども、再エネの導入を阻害しないように配慮しつつ、この発電側課金というのを円滑に導入していくということで、こちらではなくて再エネ大量小委のところで、特に再エネ電源の扱いについてはご議論いただいております。

中ほどから下のところになりますけれども、特に既に認定されているFIT電源、既設のFIT/FIPにつきましては、新たな課金というところ、新たな費用の発生というのをカバーするのが難しいというところもありますので、これらの既認定のFIT/FIPについては、調達期間が終了してから発電側課金の対象とするという整理でもって円滑な導入、具体的には2024年度からの導入というところを11ページの上に記しているところがあります。

その他、11ページ、分散型エネルギーリソースの活用といった点を記しております。ネットワークの構築とともに併せてということで、11ページ下、(2)以下でありますけれども、調整力、こちらについても今後ますます脱炭素型の導入、あるいは脱炭素型への転換を進めるということで、まずもって12ページですけれども、その管理・確保の仕組みという点、これまでは、どちらかという供給力をいかに確保するか、供給力の管理というところでありましたけれども、今後、ますます変動再エネの導入拡大に伴って調整力というのが重要になってくるというところがあります。

その脱炭素型調整力の導入、転換の支援というところで、さまざまな取り組み、維持・強化という形で、12ページの下に記しているところがあります。具体的なところは13、14、参考で記しております例としての、蓄電池、揚水、さらにはデマンドリスポンスというところを記しております。

安定供給のところが以上です。

○吉瀬室長 では、引き続きまして4ポツですけれども、小売事業、市場・取引環境、制度のバージョンアップというパートについてご説明を申し上げます。

基本的には、これまでの皆さまでいただいた議論をまとめたものでございますけれども、総論はちょっと飛ばさせていただきまして、15ページをご覧ください。前提認識としまして、小売電気事業が撤退、あるいは中途解約といった形の縮小が相次いでいるという中で、まず、当然小売電気事業者自身においてもさまざま取り組みをしていただく必要がございますけれども、一方で、電力システムにおける需要家の立場が不安定化をしているということが前提認識でございます。

そういった中で、小売電気事業者に対する規律を強化する方向で、電力・ガス取引監視等委員会における検討状況も踏まえながら、登録審査時、事業開始後、事業終了時の各段階があることなどを踏まえて、規律強化のための措置について検討を進めることが必要であるとさせていただいております。

以降、少し個別の具体論でございますけれども、2番、休廃止時における規律の強化といたしましては、まず、周知期間については先ほどご議論いただきましたとおりでございますが、低圧は60日程度、特別高圧・高圧は90日程度というところを、実際のスイッチング期間を踏まえまして周知期間を設定するということが適当であるという書きぶりとさせていただきます。

また、休廃止をする時に、中段ですけれども、供給停止日、あるいは苦情や問い合わせの連絡先、最終保障供給の提供事業者など、そういった重要な周知事項というものも制度上明記することが求められるとさせていただきます。

また、一番最後でございますが、一定規模以上の需要家を有する事業者が休廃止を行う場合にはあらかじめ国に報告するということが適当ではないかということで記載をさせていただきます。

続いて、16ページに、中途解約時における規律の強化でございますけれども、基本的には休廃止時と同様ということでございますが、一定期間前の告知を制度化することが適当であると。期間については休廃止と同様、また、大規模な中途解約についても休廃止と同様とさせていただきます。

なお、「あわせて」のところでございますが、これも先ほどご議論いただきましたように、そもそも特段定めていないケースも散見されるということでございまして、契約締結時において小売事業者から需要家に対し説明することが義務付けされている事項に追加することが適当であると書かせていただいております。

次に、容量拠出金等、支払うべき費用の未払いへの対応でございますけれども、少なくとも容量拠出金につきましては、電力広域機関から国に情報共有を行い、国が必要に応じて小売電気事業者に対して報告を求めることが適当とさせていただきます。

5)番ですが、その他の規律の強化といたしましては、電取委において検討されております、今後、具体的な検討事項を踏まえて制度化が行われるということが期待されると書かせていただいております、本委員会においても状況を随時キャッチアップしていくことが望まれると書かせていただきました。

加えて、17ページでございますが、業務改善命令というものを行った場合の扱いにつきましては、これもご議論いただきましたように、事業者名、命令内容等を公表することとすることが適当と書かせていただきました。

また、その他の課題という形にしておりますけれども、料金の、メニューの関係でございます。中段ですけれども、需要家にとっては多様な料金メニューを選択できる環境を確保しながら、小売電気事業者間の競争を活性化させることが必要であると。従って、従来の旧一般電気事業者と同系のメニューによる比較容易性から歩を進めて、多様な料金メニューの中での比較に資する情報が適切に提供されることが重要と。料金の水準や料金メニュー以外のどのような情報が望まれるかということについては整理をしていくことが必要とさせていただきます。また、その情報の提供の在り方についても併せて検討して

いくことが必要という形にさせていただいております。

続きまして、18 ページ、(2) でございます。競争と安定を両立する市場・取引環境の整備についてですけれども、2) でございますが、長期・安定的な取引の観点につきましては、小売電気事業者の、さらには料金の安定性の観点からも、長期の電力相対卸取引や先渡取引、先物取引等の取引が行いやすくなる環境の整備が重要であると。そういう中で、改めて取引の全体像の整理および必要な対策の検討が必要であるということを、まず前提として書かせていただいております。

その次の段落になりますけれども、新電力のベース代替電源という目的で導入された常時バックアップにつきましても、これもご議論のとおりですが、内外無差別な卸売りが担保できた場合には、常時バックアップを廃止することが適当とされている中で、その段落の一番最後になります。適取ガイドラインを改定いたしまして、電取委において内外無差別な卸売りをやっているという判断されたエリアにおいては常時バックアップを卸す必要がないという旨の記載を新たに加えることとするとさせていただきます。

その上で「なお」でございますが、常時バックアップの廃止に当たっては、どのようなステップで行うことが望ましいか、引き続き検討を行うということにさせていただいております。また、併せて常時バックアップの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高いこと、あるいは転売といった事象が新電力間の競争環境をゆがめている恐れがあるという認識の下で、一番最後、次のページに続きますけれども、足元の対応といたしまして、運用上の問題の対処、現状の市況を踏まえた当座の対応等について、引き続き検討を行うこととさせていただきます。

3) 短期的・柔軟な取引の観点でございますけれども、そこでございますように、調整力がスポット市場等に売り入札されていない、あるいは市場が複数あることで非効率になっているというような問題点の指摘、それに基づいて、卸電力市場と需給調整市場の取引最適化を図ることが必要と書かせていただいております。

この点については、「あるべき卸電力市場、需給調整市場および需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」において検討が行われているところでございまして、加えて、足元の対応としては、電力広域機関等において三次調整力②の時間前市場への売り入札についても検討が行われている状況でございますので、引き続きこれらにおいて検討を進めていくことが適当であるというふうにまとめさせていただきます。

4 番ですけれども、卸供給・トレーディングを目的とする事業者への対応につきましては、市場リスクを管理する能力が高い事業者がサプライチェーンに参入するという点については、新電力にとっても電源調達上のメリットがあるということだと思っております。市場取引への参入が容易となる環境整備について検討を進めると書かせていただいております。

5) その他でございますけれども、これまで電力システム改革を通じて整備されてきた、容量、ベースロード、需給調整、非化石の各市場については一定の効果を生じているとこ

ろでございますが、次のページ、20 ページですけれども、これまで行われているのと同様に不断の見直しを引き続き着実に進めつつ、各市場における公正・公平な競争環境の在り方等について検討を行うということにさせていただいております。

次、(3) 多様化する小売事業・需要家の形態に応じた制度整備でございますけれども、これは総論といたしまして、まず、需要家が、単に電気の供給を受けるだけではなくて、再エネ電源の開発であったり、DRに応じて供給力を提供するといった供給側の機能も担いつつあるという前提認識の下、新たな形態というのが出てきていると認識をしています。

特に、小売事業に類する形として、グループ企業等内輪への供給のようなケースがございまして、これについては、厳密には小売電気事業として想定したものではないという認識の下で、小売電気事業者とは異なって、需要家の自律性に見合った責任と需要家保護の範囲内で電力供給を行えるよう、新たなライセンスの設定も含め、制度的な検討を進めることが必要とさせていただいております。

次のページには、その具体的な中身でございますけれども、方向性といたしまして、そのパラグラフ、i の最後でございますけれども、グループ内供給について新たなライセンス類型を設け、小売電気事業と切り分けるとともに、規制の在り方については小売電気事業者とのバランスも考慮しつつ、引き続き検討と書かせていただいております。

また、規制の中身につきましては、需要家保護のための規制は基本的には不要と。一方で、安定供給のために措置されている規制については引き続き必要と整理をさせていただきました。参入規制のレベルにつきましては、規制の内容とのバランスを考慮しながら引き続き検討とさせていただきました。

その新たなタイプの供給対象でございますけれども、他法令を参考に出資比率をその対象条件ということで考えますと、22 ページに挙げております3つが挙げられるわけですけれども、一方で、出資比率に限らないという考え方は、その下のフランチャイズ含めた累計もあるところでございます。一方で、他方で「例えば」ということでまとめておりますけれども、まずは会計上一体として見るができる範囲をその供給対象として、引き続き検討を進めることとするという形でまとめさせていただいております。

また、この新たな類型の小売電気事業者との競争上の公平性につきましては、その公平性を考慮して、小売電気事業者が負担しているような託送料金、再エネ特措法の納付金、容量拠出金といったものについては同様に負担をするということが適当であるとまとめさせていただいております。

さらに「なお」のところでございますけれども、自己託送のスキームを用いて電力を供給し、その後、需要地内融通として実際には別の者が電力を使用するといった事例、こういった形態につきましても、小売電気事業者または新たなライセンス類型の下で行うものとして整理をすることが適当であるという形でまとめさせていただきました。

小売および卸関係につきましては以上でございます。

○山内委員長

以上でよろしいですかね。ありがとうございました。

それでは資料の4-1、4-2、4-2中心でしたけれども、中間取りまとめということで、案を整理していただきました。これについてご意見、ご質問あればご発言願いますが、先ほどと同じようにチャット欄でその旨お伝えいただければと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうかね。内容的には今まで議論してきたことについて中間取りまとめということでまとめていただいたわけですが。

それでは岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

ありがとうございます。すみません、私ちょっと今日電波の調子が悪くて、最初のほうを聞き漏らしたかもしれないんですけども、中間取りまとめに書いてあった内容に関してコメントさせていただきたいと思います。

異論はないんですけども、昨今、燃料費高騰ですとか、安定供給のための電源確保、かつカーボンニュートラルへの対応ということ、全て非常にお金のかかる話ばかりが出てきている状況で、重要なのは、経済的なエネルギーシステムを構築するために、全体最適なシステムをどうつくるかということだと思っております。

そのために何が効率性につながるかと考えた場合、4-2にもありましたkWhとΔkWの同時約定のシステムですとか運用、かつDR、需要側のリソースの活用だと思えます。さらには、市場があまりにも細分化されて、本来効率化のためのスキームが、より調整費容量が増大するようなことを招いていないかというようなチェックも必要だと思えます。

特に、今、いろんなシステムの見直しはちょこちょこ足元から進んでいると思うんですけども、やはり最終的には電力システムはなるべく包括的な運用を目指すほうが効率的だと思えますし、もっとこの先にあるゾーンプライス、ノーダルプライスみたいなものの検討も早急をお願いしたいと思っております。

システム改修には時間がかかるということで、なかなかその道筋が見えない状況ではあるんですけども、せつかくkWhとΔkWの同時約定のシステムの議論は進んでいますので、そういうものと併せて、どうしたら効率的な電力システムの運用ができるかという観点で、タブーなく議論を進めていただきたいと思います。

今の前提で言うと、BG制度が一つちょっとネックになっているわけですけども、やはりBG制度を維持することにあまりこだわるあまりに、他のもっと効率的な運用がなされないというのは避けなくてはいけないことだと思えますので、そういった観点からも、ぜひタブーのないご検討をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。事務局からのコメントはまとめて最後に、後に行いたいと思います。それでは秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

秋元です。ご説明ありがとうございます。全体まとめていただいているのは、これまでご提示いただいた内容をまとめていただいていると思うので、違和感はあまりなくて、これ自体はいいかなと思っていますが、若干ちょっと気になっているのは、今回、中間取りまとめということで、これまで中間取りまとめいただいた時には、何かこれまでの議論の中で、決まっていなかったことなどでちょっとご意見させていただいたことは、こういう意見もあったとか、せめて注記に記載をいただいたりしていたと思うんですけど、今回の議論はあまりそういう形になっていない気がしていて、その辺り、少し議論が決まっていなくて意見があったようなことを少し入れていただいたほうがいいんじゃないかなという感じはしました。

例えば申し上げますと、ちょっと私が申し上げた点だけですけれども、例えば 18 ページ目で、常時バックアップについて、方向性については賛成ですけれども、確か内外無差別についてははっきりした定義が分からなくて、もう少し定義をしっかりと上で内外無差別が担保されているのかどうかという議論が必要ではないかと申し上げたような気がするんですけども、そういったような意見を、できれば注釈だけでもいいので記載していただいたほうが、今後のさらなる議論のためにいいんじゃないかなと思いましたし、19 ページ目の Three-Part Offer のところについても、発電事業者の創意工夫を阻害しないのかどうかと、そういうことも含めて、全体最適の視点の中でどういう形がいいのかというのは、もう少し議論を深める必要があるんじゃないかと申し上げたような気もしていて、そういうような、他の委員もいろいろおっしゃられていたと思うので、そういうコメントがどこかに記載いただけるとありがたいなと思った次第でございます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。その他にいらっしゃいますか。村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。全体のご議論をここまでまとめ上げていただきましてありがとうございました。今までの議論のとおりですので、方向性としては私も賛同いたします。質問が1つとコメントが2点になります。

まず質問なんですけれども、中間取りまとめということで、通常ですとパブコメにかけて、コメントに対する回答、一部修正ということで最終化ということになるのかと思いますが、今回GX実行会議への提出というスケジュールもあるかと思うので、今後のス

ケジュール感、パブコメを実施するのかどうかということも含めて、この点、お示しいただければと思います。

コメントが2点です。常時バックアップにつきましては、今秋元委員がおっしゃったのを、私も同じ意見です。常時バックアップについては廃止の方向ではありますものの、内外無差別の実現ということが前提条件、まず達成すべきことと思いますので、こちら資料の4-1の要約のほうには内外無差別という言葉はなかったように思ったんですが、ここが本来は一番重要なところとっております。

また、常時バックアップの記載については、不適切な利用例があるということで述べていただいておりますけれども、制度そのものが悪かったということではなくて、悪意のある利用方法をしている事業者の行動というのが問題であるので、そこが何か制度全体を否定しているかのように私は読めてしまったので、書きぶりはどうかと若干思いました。

あと、19 ページに卸供給・トレーディング事業者に関する記載というのを挙げていただいております。これは資料の4-2ですか、グループ内供給の小売事業者についての扱いというのは別ライセンスでというようなお示しの仕方があったと思うんですが。この卸供給・トレーディング事業者というのは通常の小売ライセンスを取得しながらこういう事業を行っていらっしゃるわけですが、ここも先ほどグループ内供給と同じように、何か小売事業者とは異なるライセンスを今後検討していくということなのか、ちょっと混乱してしまいましたが、申し訳ありません、ここをお示しいただければと思います。

こういった卸やトレーディングの事業者が活発に事業行動を取られることによって、市場の流動性を高めるという効果が期待できると思います。ぜひこういった活動を生かす仕組みなり制度なりというものを望みます。

前回、たしか松橋委員が、スペキュレーション的な行動を取られる事業者はやはり適切なモニタリングをすべきだというご意見をおっしゃっていたと思います。不適切な行為の監視というのは当然併せてやっていただければと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。続いて松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

ありがとうございます。今、村松委員、それからその前の秋元委員がおっしゃったところに関連します常時バックアップについてと、マスタープランについて、2点コメントさせていただきます。

常時バックアップについて、村松委員がおっしゃったこと、それから秋元委員がおっしゃったことに私は賛成で、転売とおっしゃったかな、そういう不適切な事業者がいるということは私は存じておりませんが、そういう事業者もいるんだろうと。

ただ、常時バックアップをきちんと利用して、サステナブルなというか、事業を展開さ

れている小売事業者も多くいらっしゃるの、前にも、どこかが何かライセンスの転売というようなことをおっしゃられたのを私、聞いております。それもあるんでしょうけれども、それを、確かに誇大に書くことで、何か、そういうつもりはないんでしょうけど、議論を誘導するように見えてしまうと大変誤解を生むというか、電力・ガス基本政策委員会が非常に真摯にいろんな社会的な公正のために一生懸命されているということは私承知しておりますので、あまり不適切な事例だけをクローズアップして書くと、誤解を招くところもあるんじゃないか。

私が言いたいのは、常時バックアップを真摯に利用してやっているところもあるんですが、内外無差別の原則をきちんと確認した後にそれを廃止していくというのは、私はそれはそれで構わないと思いますが、多くの事業者が常時バックアップに頼っているというのは、それはやはりベース電源が、経済的なベース電源がないとやっていけないと、JEPXとか、あるいは、いわゆる相対電源といわれるものだけでは、これはもう事実上赤字を固定化するようなもので、それではとてもサステナブルなものは経営できないので、経済的なベース電源が必要なんですかね。それは石炭火力と原子力であろうと思います。

この石炭火力と原子力がきちんと内外無差別という条件で多くの事業者に利用できるように担保されるということが、まさに内外無差別ということであろうとされていて、そこを秋元委員がおっしゃっているように基準を明確にして、ちゃんと監視していくということが大事だろうと思います。そうでないと、多くの事業者が常時バックアップがなくなった時点で市場から消えてしまうということになりかねないと思いますので、そこはぜひご留意いただきたいと思います。

マスタープランのところで、これから洋上風力等、再生可能が大量に導入されて、そして、その送配電線、連系線を含めて強化されていくということで、大変それ自身はカーボンニュートラルに向かって必要なことだと思いますのでよろしいかと思います。そこに費用便益分析、これ、度々私が議論しているところですが、どうも一部の大きな事業者さんとか、ここに関わる人の中で、どうも言葉の解釈に違いがあるように思います。

いわゆる公共経済学で費用便益分析というのは、便益で、収益として算定できないようなもの、例えばダムを造る時の防災の効果ですとか、公共の公園を造ったり道路を造ったりする時に、その儲けでできない、表せない便益を考慮して、そして費用と比べて便益のほうが大きければ、それをいわゆる税金等、公共のお金でやるのが正当化されるというのが公共財における費用便益分析だと思うんですね。ところが、ここでやられているのは、どうも収益性を費用便益で見ているように思われます。別にそれは収益性を見るということで悪いこととは思いませんが、この言葉の使い方というのを、皆さんの理解を共有したほうがいいと思います。

行政の側が非常に慎重になられているのは分かるんですね。ここに国のお金を野放図に入れてしまうと歯止めが利かなくなる、これを心配している行政の方のお気持ちは大変よく分かります。だから、なるべくちゃんと元が取れるようにという意味で慎重になってい

る。だから、その収益性をなるべく保守的にはじくというか、そういう意識は、僕はそこは賛成します。

その一方で、この電力のネットワーク、それはガスや石油も同様ですが、極めて公共に近い、そういう性格を持っている。しかし、完全な公共財とはいえない部分もあるというところで、大変難しい問題である。なおかつ、カーボンニュートラルに向かっていくというのは、明らかに人類全体のために投資をする側面もあるわけであって、ここにある程度公共のお金が入るということは認められるところもあるということなんですよ。

なので、行政の方が苦勞しながらここをやられているのはよく理解しますし、私は一部国のお金、税が入るということも正当化され得ると思います。今後もここを慎重に検討していただくという中で、少なくとも共通の理解が得られるようにしていただくのがいいのかなと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、次は松村委員ですね。松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

取りまとめに関して修正していただきたい点はありません。私の発言は、むしろ委員の発言がよく理解できない点があります。

委員にいろいろ意見があったことを注記するというのは、何か決めた時、あるいはその方向が出てきた時に異論があったことを書いておくことは意味があると思います。しかしまだ多くのことが決まっていない、多くのものはこれから詳細が決めていく段階で、そのことが丁寧に既に書かれている、それ以上に何を書けというのか。

例えば内外無差別ですが、私は定義がはっきりしていないなどというコメントは全く理解不能です。私の理解できる範囲では、内外無差別の定義ははっきりしているとしても、何が満たされたら内外無差別が実現していると判断するのか、という基準が全くはっきりしていないということだと思います。

その点については、私はすでに正直に書かれていると思っている。つまり、詳細はこれから監視等委員会も含めてきちんと議論していく。何が実現していれば内外が無差別だと判断するのかは、これから詰めていくと言っているわけですから、まだこの基準がはつき

りしていないのは当然。はっきりしていればその基準を書いてしまえばいいわけですが、そこがはっきりしていないからこそこれから議論すると書かれている。にもかかわらず、そのはっきりしていないことを何でさらに書かなければいけないのかは、よく分からなかった。

またここで書かれているのは、常時バックアップは最終的には廃止するものだということとはもうずっと前から決まっている大前提なのだけれど、内外無差別がちゃんと確認され、それが維持可能だということを確認してから、それぞれのエリアごとに廃止していくことが書かれているわけで、その意味ではかなり慎重に検討した上でということだと思いますし、慎重にその話を見極めていくのは正しいことだと思います。

意見としては、少なくとも私は全く支持しませんが、この委員会に参加している委員も、別の委員会で、内外無差別が満たされなくても廃止すべきだと発言した委員がいた。その意見を採用せず、内外無差別をちゃんと確認してから廃止していくと整理されていることにも留意が必要だと思います。

次に、送電線の建設、マスタープランに関して、コストベネフィット分析をする時のBは、もちろん収益性だけを考えてやっているのではありません。これは当然に外部性だとか社会的な便益というのを考えて計算されているはずで、その外部性を推計するのにマーケットの情報が使われているのにすぎません。

その時に、でも、何でも野放図に入れるわけにはいかないから、こういうものが社会的な便益としてあることを一つ一つ確認し、丁寧に積み上げながらその便益が出てきている。もしそうでなければ、収益だけに全部還元できるのであれば別のやり方があり得る中で、一般負担で建設していくことが強く打ち出されていることからしても、便益が収益に偏っているなどということは絶対にはないと思います。

もちろん、この便益は、当然分解すれば最終的には事業者の収益と消費者の利益と第三者効果に分解されて、正しくやればその3つを足したものになるということなのですが、完全にはできないから、確かに保守的に過小になっている面はあるかと思うのですが、その時に、収益性を重視してというような事実は、私はないと認識している、単にアンケートなどから出てくる信頼性の劣る数値ではなく客観性を持った市場のデータが使える時にはそれを使っているのにすぎず、市場のデータを使っていたら収益性しか考えておらず社会的な便益を考えていないというのは、費用便益分析がわかっていないのではないかと疑われかねません。また公的な関与も適切に考えられているし、これからも考えていただけるものだと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、次は大橋委員ですね。どうぞ、大橋委員。

○大橋委員

ありがとうございます。一応、議論の末、相当広範な議論させていただいた結果をまとめていただいたと思っています。若干ちょっと気になったのは、発電者課金のところの書きぶりではあるんですが、これは一つの結論ということなんだろうと思います。さまざまここについては多分ご議論あったところだとは思っていますけれども、事務局いろいろ調整の上、こういう形にされたということで、私も一応そういう形として受け止めたいと思っています。

もう一点は、発電、今回の安定供給の議論もやらせていただいたと思っています。今回さまざま国のほうでも、ある意味しっかり官民協調で、ある意味脱炭素投資含めて投資環境を整備をするんだというところをしっかりといただいたと思っています。今後の議論だと思いますけれども、国が前に出た時に、民として何をするのかというところはしっかり議論すべきだと思っていまして、私、以前規律みたいなことも申し上げたと思いますけれども、やはり逼迫下においてどんどん休廃止が進むというのはいろんな見方が本来できるはずだと思っていまして、一定程度競争性がないというふうに見られないような発電市場の環境もしっかり見ていく必要があるだろうと思います。ここの辺り、多分文章で言うと4ページ目の最後の2行に込められているのかなと思っているんですが、そこ含めて、ちょっとしっかり議論はさせていただければと思っているところです。以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。委員の方で他にご発言ご希望いらっしゃいますでしょうかね。

それでは、また後で発言していただいても結構ですので、取りあえず平岩オブザーバー、ご発言願いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会平岩でございます。ありがとうございます。私からは1点、中間取りまとめ案10ページの発電側課金の円滑な導入に関して申し上げます。

私ども一般送配電事業者としては、発電側課金について、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング中間取りまとめ2018年6月で整理されたとおり、受益と負担の観点から、また、特定の電源に有利・不利が生じないように、系統に接続し、かつ系統に逆潮させている電源全てを課金対象とすることが基本と考えております。

一方で、12月6日の再エネ大量導入小委において、発電側課金の円滑かつ早期の導入に向けて、既認定のFIT/FIPは調達期間終了後から発電側課金対象とすることや、揚水、蓄電池のkWh課金は免除といった方向性が示されたと理解しております。

私ども一般送配電事業者としては、再エネ適地が偏在する中での地域間の需要家負担の公平性や、混雑系統への電源立地抑制による設備増強費用の抑制の実現に向けては、系統を利用する発電事業者の皆さまに、受益に応じた費用負担をお願いする必要があると考え

ており、こうした基本的な考え方をしっかり維持した上で、発電側課金の導入に向けて詳細な制度設計を速やかに進めていただくようお願いしたいと考えております。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、次は電気事業連合会佐々木オブザーバーですね。どうぞご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。1つコメントさせていただきます。

本資料において、脱炭素と安定供給の観点を踏まえつつ、今後の電力政策の方向性を示されたものと理解をしております。この脱炭素と安定供給の両立には、あらゆる選択肢が排除されることなく、既存技術と新技術を組み合わせた対応が不可欠であると認識をしております。

一方で、水素・アンモニア専焼やCCS付き火力、蓄電池等の普及には不確実性が伴うため、複数のシナリオを持つことが大事であり、また、電源建設には一定のリードタイムが必要なことから、脱炭素技術の研究・開発の進展や、CCSに関する法体制の整備状況などを事前に検証しつつ、中長期的に供給力を確保することを目指すことに加え、調整力についても十分に確保できるような検討が必要ではないかと考えています。

今後、電力政策の方向性に沿って検討を進めていくに当たっては、こうした将来直面するかもしれない課題にも留意しながらご検討していただきたいと思います。私からは以上となります。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにご発言ご希望いらっしゃいますか。それでは、電力・ガス取引監視等委員会新川オブザーバー、どうぞご発言ください。

○新川オブザーバー

電力・ガス取引監視等委員会新川でございます。ありがとうございます。ご提起いただきました中間取りまとめ案につきましては、これまでの議論を踏まえて電力政策の方向性について幅広くまとめたものと認識をしております。中でも発電側課金につきまして、電力・ガス取引監視等委員会においても検討が進められてきたものでございまして、2024年度の導入に向けて方針が示されたことを歓迎したいと思っております。今後、示された方針に基づきまして詳細設計を進めた上で、発電側課金が円滑に導入されることを期待をしております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。

それでは、いろいろとご意見いただきましたので、事務局のほうから回答コメント、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、まず吉瀬からご回答申し上げます。

村松委員からご質問ございました今後のスケジュール、パブリックコメントでございますけれども、今後、必要な修正があればそれを反映させた上で、年内目途でパブリックコメントを開始したいと思っております。これはもちろん任意のパブリックコメントでございますけれども、1カ月程度の期間を目途に行いたいと考えておるところでございます。

また、編集方針といたしまして、秋元先生から意見の注記についてご意見をいただきました。改めて私どものほうでも報告書全体、再度読み直しまして、これまで頂いたご意見の中で特に注記すべきというものがございましたら、反映させた上で、またご確認をいただくということも含めて考えたいと思います。

あと、卸供給のトレーディングについて、小売ライセンスを取っている会社がいるということで村松先生からご指摘いただきましたけれども、現状考えておりますのは、要はトレーディングのために小売事業の登録をするというのはやはり本末転倒だろうと思っております。現状のところ、そのトレーディングという行為をするために法律上の規制が必要かという、そこまではないと理解をしておるわけですが、一方で、今JEPXでの取引については道が開かれていないという状況でございますので、実務的な対応の中でこういった形で必要な条件を満たすような形がつかれるかということをちょっと検討したいと考えておる次第でございます。

あと、常時バックアップについては複数の先生方からご意見をいただきました。きちんと利用している会社もいるというのはおっしゃるとおりかとは思いますが、全ての会社が転売をしていると申し上げるつもりもないわけですが、転売というのはあくまである種の不適切な例の一つということでございます。

一方で、一部の会社が大部分を占めているというのは、これは適切不適切というよりは制度に内在している制度起因のゆがみだと認識しております。その結果、内外無差別もさることながらなんですけれども、常時バックアップを利用する客体である新電力同士の間での不公平性というのが生じているのではないかという問題意識から議論をご提示させていただいているところでございます。また詳細については今後引き続き議論させていただければと思っております。

吉瀬からは以上です。

○小川課長

続きまして、発電ネットワーク関係、頂いたご意見について幾つかコメント申し上げます。まず、岩船委員からいただきました全体最適の話、この後、次の議題にも関係してくるところで、またご議論いただければと思います。市場の細分化といった点については、しっかり全体を見ながら検討を深める必要があると思っております。

また、タブーなくの議論というのはまさにおっしゃるとおりでありますし、ご指摘いただいたゾーン、ノーダルの議論、これは別の場で大きな方向性は示されているところではあるんですけども、今、足元、その手前のところの議論、ノンファームの導入に伴う混雑管理というところの議論に少し集中しているところがありますので、もう少しその先を見据えた議論、どういう場でどのようにというのはまた検討したいと思っておりますけれども、しっかり議論を進めていきたいと考えております。

また、松橋委員からいただいたご意見、マस्पラの関係、費用便益分析、松村委員からもありました。どちらもご指摘のとおりかなとは思ってまいりまして、今マस्पラでやっている時の便益というのは一定程度外部性、収益というか、もう少し広く取り込んでいる一方、恐らく松橋委員の問題意識は、今の仕組みは電気料金で見ると、プラス賦課金というところの中でのB/C、費用便益分析というところでもありますけれども、プラスアルファ、予算、税というお話もいただきました。そこにどのような便益を見いだしてというのは、確かに今行っている費用便益での議論とも一つ別の視点もあるのかなと感じたところでもあります。

また、大橋委員からいただきました発電側課金の書きぶりのところ、これは秋元委員からもご指摘いただいた意見の注記の話とも関連してくると思っておりますので、どういう書き方ができるか、さまざまな、このまあとめに書いているところとは別の視点でのご意見をいただいているところでもありますので、何らか書きぶりの工夫をしたいと考えております。私のほうからは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。よろしゅうございますかね。追加的なご発言のご希望とか、いらっしゃいますか。松橋委員ですね。松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

今、事務局からご説明いただいたとおりで、ちょっと松村委員には誤解を与える発言で申し訳ございません。収益性というよりも、電力の市場の中で、貨幣として表に表れる便益が大部分、つまり燃料費が削減されるとか、そういったものがB/Cといわれている分析の中で大部分でしたので、私の意図は、費用便益分析というのは、道路とか、要するに市場に表れてこない便益の支払い意思を計測をして、便益が費用を上回っているかどうかということやるのが公共経済における費用便益分析だと思っておりますので、その部分がというよりか、それをどういう解釈をするかという点で、いわゆる公共財の費用便益分析と皆さんの意識がちょっと共通でないようにも思いましたので、発言させていただいた

次第です。

松村委員はもう十分それご承知の上でおっしゃっていると思いますので、私の発言を少し修正をさせていただきたいと思います。

また、事務局は十分それご理解をいただいていると思いますので、そのご認識で、私としては十分ご理解いただいたと思っております。どうもありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。その他、よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。資料4-1、4-2、4-2が本文だったわけですが、ここですとやってきたいいわゆる再点検の結果といいますか、これを踏まえて方向性をまとめていただいたということでもあります。お聞きして、それぞれの委員の方おっしゃっていたと思うんですけども、特に大きな異論はないというのが共通の認識かと思っております。大枠については異論はないということでもよろしいかと思っております。

それで、本日、今も事務局からもご説明ありましたが、いろいろご意見頂戴いたしまして、それを反映する部分もあります。こういったところの記述ぶりですね。そういったところも含めて、大変恐縮でございますけれども、私のほうにご一任いただければと思いますけど、よろしゅうございますかね。

ありがとうございます。特に反対はなかったということだと思います。

それから、今事務局からありましたけれども、本案について、パブコメ、意見募集を行っていくということでもございますけれども、意見募集に寄せられたご意見についても私のほうで確認をさせていただいて、それで本小委員会における了解ということで、私のほうでこれも一任させていただければと思いますけど、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは2番目の議題が終わりました。3番目の議題に移りたいと思います。資料の5ですね。事務局からご説明お願いいたします。

○吉瀬室長

それでは資料の5をご覧ください。今、資料の4-1、4-2をもちまして今後の電力政策の方向性についてということについていったん取りまとめをさせていただきました。

資料の5は、その上で引き続き検討ということになっている部分について、さらに検討を加速させていくためのものという位置付けでございます。

2ページ目、「はじめに」とさせていただいておりますけれども、特に小売電気事業者間の競争を支える電源の確保と調達環境の整備、長期・安定的な電源投資、燃料調達を持続可能とする仕組みの構築の観点ということから、今もご提示いたしました競争と安定を両立する市場・取引環境の整備ということについて、今後の具体的な話についてご議論いただければと思っております。

また、書いておりますけれども、これまでもシステム改革の中で構築してきた市場原理を活用した制度についても、在り方等についてご議論いただきたいと思います。また、小売事業者の規律の在り方についても、一部論点についてご議論をいただければと思っている次第でございます。

具体的にそれぞれのパートに参りますけれども、最初にまず、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備について、5ページ以降になります。5ページにつきましては、市場・取引環境の整備に関するこれまでの対応と現状ということでまとめさせていただいております。

一番最初のポツにございますけれども、競争的かつ安定的で多様な電気料金メニューを需要家に提供するためには、小売電気事業者間の競争を支える電源の確保と調達環境が重要ということがまず基本的な認識でございます。従いまして、発電側、小売側の双方にとって、長期・安定的な電源投資や燃料調達を持続可能としつつ、合理的・効率的に電力販売・調達を行える市場・取引環境の整備が重要と考えております。

これまでの取り組みについては、2ポツ、3ポツに縷々記載しておりますけれども、ちょっとここは割愛をさせていただきます。6ページ目でございますけれども、そういった市場・取引環境の整備が進んでいる一方で、現状の課題として、この6ページに掲げているような話があるかと思っております。一番左側に課題の例としておりますけれども、1つは旧一般電気事業者が公表している卸の標準メニュー、あるいは、今般東北電力あるいは関西電力で行われている卸入札というのを見て観察する限り、基本的には1年以上の契約というのがないという状況が、まず1つ課題としてあろうかと思っております。

小売の視点から見ますと、それは長期的な調達コストの予見性向上という観点で課題がある、十分なオプションがないということになるかと思えますし、発電の視点から見た場合にも、燃料の長期調達あるいは長期的な売電価格のヘッジができないということであれば、燃料調達費用の損失リスクもございますし、さらに言えば投資回収という観点でも予見可能性に課題があるということになろうかと思えます。

2番目の常時バックアップにつきましては、先ほどもお示した中に含まれている話でございますけれども、これについても引き続き議論をさせていただきたいと思っておりますし、先渡・先物取引の流動性が低いといったような課題、あるいはスポット市場と需給調整市場が異なる約定ロジックやタイミングになっているという課題、これについてはまさに同時約定という方向で今議論を進めているわけですが、こういった課題があるかと思っております。

それを受けまして7ページでございますけれども、これは課題を全体総覧する形で資料としてさせていただきましたが、長期から短期の取引というものをいかにバランスよく組み合わせるかということだと思っておりますが、それが安定供給、価格の安定性、さらには競争促進というものいかにバランスよく寄与するかということで、そういうバランスに寄与するようなアクセス環境の整備を進めることが重要と考えておる次第であります。

特に発電側・小売側双方の視点を、どちらかに偏るというわけではなく、双方の視点を加味しながら、卸というもののどのような商品設計が望ましいかということを変更して整理を行うということも含めてやった上で、競争と安定を両立・促進するような仕組みを検討していくということにはどうかと考えておるところであります。

下の図は、1年間の相対卸と前日スポット市場というものが2つの2大商品になっているところから、もう少し商品の多様化が必要ではなかろうかという事務局としての仮説に基づいて検討課題を並べさせていただいたものでございます。

続きまして、8ページでございますけれども、そういった電源、卸の販売・調達という観点で考えた時に、小売電気事業者としてはどういう電源調達、あるいは、小売事業者として求められる姿というものがどうかということも改めて確認をさせていただきたいと思って8ページを提示をさせていただいております。

電源建設・卸取引において競争取引が適切に機能するためには、やはり調達者である小売事業者が適切に競争あるいは電源投資に参加するということが重要であろうと考えております。的確に電源調達をするというためには、当たり前のことではございますけれども、長期あるいは翌日の需要見通し、それに見合った調達計画ということが不可欠でございますし、その中でコスト、リスクをマネジメントしながら料金の戦略と統合していくということが小売電気事業者の姿であろうと思っております。

一方で、電源調達あるいは需給管理というものを仮に第三者に丸投げするような場合があれば想定外のリスクを負うという帰結になる可能性もあるということであるとと考えております。従いまして、競争力のある魅力的なメニューを需要家に提示していくという上でも、本来の小売事業者としては、電源調達・需給管理まで含めた自律性が求められるのではないかというふうにわれわれとして考えておるところでございます。

そして、そういう自律性を有する小売電気事業者が、小売市場での競争の主要なプレーヤーとして期待をされるところでございますし、いわゆる小売の市場という全体を見渡した時の主要な担い手として、長期・安定的な電源建設あるいは卸取引により積極的な役割を果たすということ、われわれとして期待するところでもございます。

一方で、電源調達・需給管理を自ら行わないといったような場合には、どちらかという小売事業者というよりは取次事業者あるいは媒介・代理といったような営業形態と類似のものと評価し得るとも考えられるところでございます。小売電気事業者としてどういう姿、どういう規律、どういう自律性を求めていくかということについても、この電源の調達環境の議論を進めていく中でも、併せて概念の整理を進めていきたいと思っておる次第でございます。

○小川課長

続きまして……。

○吉瀬室長

では、すみません、引き続きですけれども、9ページの論点3につきましては、今度は販売側である発電事業者にとっての望ましい電源取引というところでございます。

電力システム改革以前、これは自由化以前ということでございますけれども、長期固定の契約というものは、その当時は逆に言うと大部分を占めていたということでございますけれども、これまでのシステム改革の中で、発電所建設、燃料調達における効率追求、あるいはメリットオーダーというものも追求をされてきております。

本来、やはり電源投資というのは単年度で行うということでもございませぬし、燃料調達についても中長期契約では10年、20年といった長期の事業でございます。従って、現在1年を超える長期契約が提供されていないところでございますけれども、近年、火力の休廃止の進展、あるいは新規投資の停滞というような課題の中では、今後2050年のカーボンニュートラルの実現を目指しつつ、中長期的な電源投資を確保する、あるいは安定的な発電事業を行うという観点から、どのような電源取引が望ましいと考えるかということについても同時に検討をしていきたいということでございます。

○小川課長

続けまして、次は、発電事業を巡る各制度というところになります。

今の1つ目、1番目のところは、取引環境、あるいは市場環境というところでありました。ここは、むしろ発電側にフォーカスした場合に今どういう状況にあるかという点。先ほどの議題にありました総点検という視点では、安定供給の確保という視点からの現状の確認、点検でありました。ここでは今後を見据えてこのシステム改革、特に小売の競争という観点の中で、小売からすると重要な財、サービスであります発電側のところが今どういう状況にあるかという視点での切り口になります。

11ページになりますけれども、システム改革の中で新しい市場、新しい取引の場が生まれてきております。やや乱暴に言いますと、従来は価値をまとめて全体で取引していたものを、幾つかそれぞれの性格に応じて区分していつている。そうした中で、より競争の活性化、例えばDRの導入などを目指していたところでもあります。

具体のところではいきますと、参考に記しています例えば13ページをご覧くださいと思います。例えば容量市場、ベースロード、さらに需給調整、非化石といろいろなものが並んでおります。

ここで言いますと、上から4段目にあります共通しているのは売り手側で言うと発電事業者になります。言ってみれば、今までの発電、電源の価値というのを容量の価値、ここにはないもので言いますと、従来からあるスポット市場の取引というのがありますけれども、加えて、こういった容量の価値、そしてベースロードの価値、さらには調整力といった価値、そして非化石と、いろいろな価値を区分して、それぞれで取引がなされている。そこで目指していることは、より競争の活性化で、効率性を高めるという趣旨であります。

一方で、先ほどのご議論でも岩船委員からもご指摘ありました。全体を見た時にどうなっているかというのは、改めて立ち止まって確認する必要があると考えております。

スライド12ページに戻りますけれども、各種市場におきまして、従来で言うとひとまとまりになっていた価値というのが、それぞれの市場で取引がされて、価格指標というのも出てきているというところでもあります。

また、そういった意味での予見性の向上といった点も出てきているわけでもありますけれども、一方で、市場が、それぞれの取引の場が細分化されることで、必ずしも需給で言うと供給が十分でないといった状況も生じてきているということがあります。

個々の市場につきましては、それぞれまた別の場で取引の結果を踏まえての随時の不断の見直しというのが行われているところでもありますけれども、この場では一步引く形でやや俯瞰的に見た場合に、これまでの取引状況などを見ながら、あるいは今後に向けてどういった点を気を付けて検討していく必要があるかというところをご議論いただければと思います。

幾つか視点を記しております。12 ページ(1) 効率性。全体としてのその効率性というのがどのような形で達成されているか、あるいはまだ足りないとしたらどういう状況があるかといった点。そして(2) では競争という点で記しておりますけれども、言ってみれば新しい参入、価値をそれぞれ分けていく中で、新たな競争というのがどのように生まれているか、あるいはまだまだ不十分なところがあるとしたらそれは何なのかといった点。

(3) は先ほどのGXもちょっと絡んできますけれども、カーボンニュートラルとの関連。そして何よりも(4) 全体最適といった点についてぜひご議論いただければと考えております。

参考では、各市場の内容というものを記しておりますので、個別の説明は割愛いたします。

○吉瀬室長

引き続きまして、25 ページから、3 ポツでございますが、小売電気事業者に対する規律、あとは消費者の選択肢と安定性の確保という観点につきましてのご議論になります。

26 ページでございますけれども、これまでもご議論していただいておりますけれども、需要家への情報提供の充実化ということについてであります。小売電気事業者の、事業者自身もそうでございますし、供給契約、あるいはその料金水準の変動リスクというものは顕在化をしてきているわけでございますけれども、そういった中で、市場価格変動を反映するような料金メニューも増えてきているという状況になります。

どの事業者からどういうメニューでの電気を買うかということについて、より需要家にとっては複雑な状況ということでございますが、事業者であつたり、商品の特性が十分に需要家に理解されるような情報提供を充実することがますます重要になっているということだと考えております。

この充実化を検討していく上で、視点としまして、契約前に料金メニューのリスクについてちゃんと説明を受けられること、あるいは、事業者自身の経営の状況についての情報開示があるということ、また、提供される情報が容易に比較できるようなこと、そういったことを考える必要があるかなと思っておるところでございますが、リスクを認識した上で、適切に契約先、あるいはメニューを選択するためにはどういった情報が必要かということについて少し網羅的に検討をしていきたいと思っておりますし、一方で、情報提供の方法として事前説明の項目に加えるもの、あるいはウェブサイトで情報を掲載すれば足りると考えるもの、大きく2つの方法が考えられるところでございます。

全ての情報を事前説明に加えるということをしていただきますと、逆に需要側にとっても情報過多になり過ぎるということもございませうし、事業者の負担が重くなり過ぎるということもあろうかと思っております。どういったものを事前説明の対象にし、どういったものは一般的な情報掲載でよいとするかということも含めて整理が必要かなと思っております。

次、27 ページに、参考といたしまして、現在の事前説明事項と追加検討事項ということに書かせていただいております。追加の検討事項の一番上に書いておりますのは、先ほどご議論いただいた解約あるいは自動更新の拒否ということがある場合についての規定ということでございますけれども、それ以外にも変動リスク、現状、既に小売ガイドラインで望ましい行為ということで位置付けているものの、これを明確な規律の中に取り込む、どういう形で取り込むかということもございませうし、その事業者の特性、あるいは料金の特性というものを考慮する上での電源構成、あるいは調達方法、あるいはコストのリスク管理の状況、経営の安定度と、こういったような情報も需要家にとっては電気の供給を受ける小売事業者、あるいは料金メニューを選択する上での有効な情報であろうと思っております。

さらに、それ以外にもこういった情報が必要じゃないかというようなこともあろうかと思っております。先生方からもご意見をいただければと思っておるところであります。

続きまして、29 ページでございますけれども、事業実態を踏まえた小売電気事業者への対応についてということで書かせていただいております。

冬の時期で、また市場価格が高騰するということがあろうかと思っております。そういう中で、さらに経営が悪化する小売電気事業者が増加する恐れもあるという状況だと認識をしています。

この小売電気事業者の経営の状況、あるいは事業の実態ということ、やはりわれわれとしても今まで以上にしっかりフォローしていくということが求められると考えておりますし、その実態を見極めた上で、場合によっては休止と、あるいは廃止ということも出てこようと思っております。必要な法律の手続きを含めた適切な対応を求めていくということにしていきたいと思っております。

また、登録後の販売実態がない、あるいは休止後一定期間を経過しているという事業者

さんもいらっしゃるという状況でございます。制度の趣旨を踏まえて、これもまた実態をちゃんとフォローしていく中で適切なガイダンスを行っていくということが適当ではなかろうかと考えておる次第でございます。

資料についてのご説明は以上となります。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは議題の3です。電力システムのさらなる検討課題ということであります。さっき中間取りまとめをやったばかりですけれども、さらにまた議論してくださいという、そういう事務局からの要望でございます。以上の説明について、またご質問、ご意見などご発言いただきたいと思っておりますけれども、これから議論することですから、何を議論すべきかも含めて皆さんにご意見いただければと思います。

同じです。チャットボックスでこちらへお知らせください。どなたかいらっしゃいますですかね。小売側、発電側、そして消費者というか一般需要家に向けての情報公開というのが基本的な骨格ですけれども。

岩船委員からお手が挙がりました。岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

ありがとうございます。どなたもいらっしゃらなかったの。先ほど、すみません、こっちで言うべきことを言ってしまったような気もするんですけれども、今回、全体最適ですとか、これから目指すべき方向を整理していただいたことは非常にありがたいと思いました。

この先、小売、発電とどういう方向を目指していくのか、さらに系統運用という面もあると思いますが、ちょっと感想めいた話をします。主に発電部門に関しては、今後電源に関しては長期脱炭素電源オークションというものができて、まずそこには供給力確保のための新規のLNGも一定期間加えられるということで、つまり、競争じゃなくて安定した環境の中で新規の電源が立地されることになるということになります。

従来の発電設備に関しても、今撤退しようとする、安定供給のために、休止しないよう対価が支払われたりするわけで、ほとんど発電部門に関しては、もう競争が終わったのかなという気も、正直言って私はしています。ここは異論ある方もいらっしゃるかもしれませんが。

あとは、燃料調達をどう効率化するかということなんですけれども、これもまた基本的には安全サイドを取って、かなり余裕を見たkWh調達なんかもされているわけです。ここはもう国として安定供給のために燃料をしっかりと調達していかなくちゃいけないということで、それほどこれ以上競争という感じでもないとなると、あとは残るは小売側の競争なんですけれども、今言ったように電源側がある程度決まってくる以上、あとは脱炭素をどこまで進めるかという話とはセットなんですけれども、これから小売側の競争というの

はどのような要素が残っているのかということをもう少し考えていいかもしれないと思いました。

もちろんDRに取り組むという話はあると思うんですけども、私も、去年に交友先の小売事業者が撤退してしまって、小売事業者を探そうと思ったんですけども、実は料金を見ても、どこも本当に同じような感じなんです。と考えると、料金高騰の局面では特に、あまり小売事業者が用意できるメニューというのもほとんど限られていますし、これから小売の競争というものにどういうものを求めていくのか、改めてもう一回考えたほうがいいのではないかと私は思いました。

電力システム改革によって、正直言って電力システム、実際の運用だけではなくて制度自体もかなり複雑になっているので、この辺りで一度立ち返って、制度自体の運用も少しスリム化できるような方向を目指してもいいのではないかと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。なかなか本質的なご意見をいただきました。ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。村松委員ですね。どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。この先の検討事項ということで、大変示唆に富んだ項目を幾つも見上げていただきましてありがとうございます。小売事業者の観点で3つほどコメント述べさせていただきたいと思います。

まず、8ページの論点2で、小売事業者の自律性ということを改めてお示しいただきました。自由化の当初、より多くの事業者が参入することによって競争が高まると言っていた当時から比べると、だいぶ大きな方向転換に当たるのかなと思いつつ、事務局のお話、ご説明をお伺いしておりました。ちょっと私の解釈が合っているか分かりませんが、事業者の撤退を求めるというものでもなく、本来、小売事業者ということでライセンス登録すればさまざまなご負担、責任というのが発生するので、例えば代理や取次といったような業態に変更していくのも一つの道ということでお示しいただいたのかなと思います。

ただ、主要業務の多くを外注しているケースというのは小規模の事業者に見られますし、例えば地域新電力等も、事業立ち上げ当初から地域の脱炭素を進めるという目的で、そちらのほうにリソースを特化して、事務的などところは外注しているというところは多く見られると思います。

こういった外部委託が問題ということではなくて、まさに資料に書いていただいていたように、丸投げということが問題になると思いますので、不具合を発生させないような責任を持った取り組みというのを事業者に求めるということが重要であると考えて拝見しております。

また、外部委託に関しては、こういった業務を提供することを生業（なりわい）として

いる事業者もおりますので、そういった人たちも、もしかしたらこういった状況変化によって事業の見直しをしなければならないといったようなことにもなりかねないと考えております。

それから、25 ページ以降の3番、小売事業者、需要家への情報提供の充実についてですが、けれども、こちらすみません、私何回も同じ話をして本当に申し訳ないんですが。情報開示をすれば、需要家自身が責任を持って選択するために必要な情報が得られる、だから情報開示をすべきだというトーンでこういった話になっていると思うんですが、ただ、一方で、そういった情報開示をされても十分理解できない需要家の方というのがもしかしたら大半ではないかなと思っております。ちょっと需要家層の分析が本当は必要なのかなと思いました。

小売全面自由化したばかりのころには、確か需要家の方々、消費者にアンケートを取って、スイッチングしましたかとか、どういう情報があればいいですかといったアンケートを取ったこともあったように記憶しております。情報開示をされれば自ら責任を持って判断ができるので、ぜひ積極的な情報開示をしてほしいという需要家が本当に多くいるのであれば、こういった方向にかじを切るのも一つかと思うのですが。先ほどの岩船委員のご発言のように、やはりメニューですね。料金水準を中心に需要家をご判断されていて、需要家からすれば事業者がどんな経営なのか、リスク対応行動を取っているのかということあまり意識していらっしやらないんだとしたら、こちらで情報情報と出すのもあまり効果がないことかと思えますし、むしろ国としては事業者を監視して、不適切な行動を取る事業者に対して是正を促すという方向で需要家の方を保護するというのも一つの需要家保護の在り方かと思っております。

もちろん、自ら積極的に自社の経営情報ですとかリスクマネジメント体制のレポートを公開して需要家にアピールするという事業者がいても、全然それは問題ないですし、海外ではそういった事例もありますので、ぜひそういった取り組みをしたいところはやっていただければと思います。ただ、全ての事業者にとというのは、効果を考えるべきではないかと思っております。

同じく3の論点2ですが、ライセンス取得をして事業を行っていない小売事業者について挙げていただきました。これは、休眠しているのか、ただいつかやろうと思って寝かせているだけなのかちょっと分からないのですが、ライセンスを付与した時に審査を行って、その時とだいぶ状況も変化していると思うんですね。

そうした時に、ライセンスを持っているので事業を始めますというのが果たして適切なのか。ましてや、ライセンスの転売といったような主体の変更に該当する場合には、そもそも審査対象とは違った事業者になってしまいますので、やはりそういったところはしかるべき対応を行っていく、例えば再審査であったり、ライセンスの返上をしていただくとか、そういった対応というのは考えるべきではないかと思えます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、次は松橋委員、どうぞご発言ください。

○松橋委員

今、村松委員がおっしゃったことと関連するところで、8ページの部分でございます。私も村松委員がおっしゃったところに賛同する面もありまして、小売電気事業者の求められる姿、電源調達、求められる姿ということでございますが、私自身は、いわゆる旧一般電気事業者の大手の小売事業者ともいろいろな交流がありますし、一方で、自治体電力のような非常に小さな小売事業者ともいろいろな交流ですとか情報交換を行っております。

その立場から申し上げますと、本当に事業者ごとに事情は千差万別で、8ページにあるように、どこかのバランスグループに入って電源調達・需給管理を第三者に丸投げと言って、ここを強調されているんですね。確かにそういうこともあるかもしれないし、実際、比較的大きなところのバランスグループに入れと言われて入っていった揚げ句に、その大きなところが破綻したという、そういうことも確かにありますよね。

想定外のリスクを負うから、だから自律性を持つてというのも趣旨としておっしゃるとおりだと思うんだけど、少なくとも私が交流があるところは、丸投げというか、意思としては一生懸命だし、革新的な技術を入れようとする意思はあるんですよ。ところがなぜか自分たちで需給管理室を置いていないというところもある。一方で、それは比較的規模の大きな自治体電力だったりしますが、もっとはるかに小さな自治体電力でもきちんと需給管理室を置いているところもあって、これは丸投げと一概に、投げやりなことではなくて、やっぱりいろんな事情があると私は思っていて、あまり十把ひとからげにけしからんとか、自律しなきゃいけないとも言いきれない、いろんな要因が個別にあると思いますので、そこはもう少し、行政はいろんなことを全部ご承知でしょうから、そこに一つ一つに寄り添ってとは言いませんが、本当に千差万別であるということだけは認識しておく必要があろうかと思えます。

また、要するに再エネが増えているわけですから、そして再エネの地産地消を掲げる地域電力も非常に多いわけですね。大小に関わらず。そういった時に、再エネというのはやっぱり広域にバランスグループを組んだほうがならし効果があって、より効率的にインバランス等々を補償できるという、そういう技術の性質というのものもあるんですよ。

だから、全て個別にやったほうがいいとも限らないわけで、ここらはこれからいろんなケース・バイ・ケースのソリューションというか、より良いものというのはいり得ると思いますので、一概に言えないということだけを申し上げておきたいし、そこを良好にちゃんとコントロールできるようなシステムについては、われわれも研究を通じて、実証を通じて何らかのお手伝いをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。すみません、松橋委員と村松委員と順番が逆になってしまったかもしれません。申し訳ございませんでした。次、大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。電力システム改革も一応2020年4月で一段落ついて、とはいっても、それ以降、需給逼迫等で大変いろんな政策的対応を考えていかなきゃいけなくなった中で、ちょっと一歩下がって、大きな視点の中で、電力システム改革後、これは電力システム改革がまだ続いているというのか、あるいは今一度新しい制度改革の議論をしているのかという区別がちょっと私はついていないんですが、もう一段、電力システムについて適正化を考えていくという機会は大変重要だと思っています。

何となく大きな話で、雑駁（ざっぱく）な印象で恐縮ですけど、システム改革で基本的にさまざま議論してきましたけど、需要家の選択肢の拡大という中では、企業数がある種の指標になっていた部分もあると思いますし、また、料金の上昇を最大限抑制するという意味で、市場取引の活性化ということでスポットマーケットの流動性を見てきたということで、どっちかという、ざっくり言うと、アワーの市場、要するにスポットマーケットを中心とした市場設計というものを突き進んでいくことが、ある種システム改革につながっていたという感じの印象を全体として通じて持っているところではありましたが、他方で、安定供給の観点も大変重要ですし、今後、長期・安定的な市場をどう設計していくのかという観点で、これまである意味垂直統合から思い切って振り子を振りかぶった中で、どういうところに着地させていくのかという議論をすることはすごく重要だなと思っています。

若干思うところを言うと、私は競争性というのはすごく重要だと思っています。どういう意味で重要かと、われわれアワーで見ていて、競争もある種、指標として企業数とかそういうところも見ながらやってきたと思うんですけども、他方で、この電力市場って、競争という観点で言うと、やっぱり発電がすごく難しいと思っていまして、それはどうしてかという、恐らく在庫が持てないので、在庫というか、ある種在庫による発電市場の競争性を確保するというのはすごく難しいところだと思っています。

特に需給逼迫時における市場支配力を発電市場でどう見極めるのかというのは、まだまだ実は知見がないところで、現在、われわれがそういうところから全く独立でいるのかということについて、私はっきり言ってイエスと、問題がないんだということを言う自信はないところでありますので、そういう意味で、競争性を判断する知見の蓄積というのはすごく重要です。これは形式的な指標とか監視指標でうまくいく話ではなくて、常に知見を積み上げていくというアップデートあるいはスキルの蓄積ってすごく重要なんだと思っています。

こうしたものを、このシステム改革の中でわれわれはしっかり積み上げてきたんだろうかということについて一抹の不安がないわけでもなくて、そういうところもしっかり見て

いく必要はあるなと思っています。そうした中で、しっかり競争促進的な投資を促せる世界というのはいったいどういう世界なのかということについて議論するという事は重要なんだろうと思います。

最後に、こうした長期・安定的な市場の形成は需要を軸にして形成されるんだという事務局の資料の立て付けは正しいんじゃないかと思っていまして、そうしたその需要あるいは小売事業者の存在と、取次と媒介だけをする事業者というのは、当然区別されなきゃいけないんだろうと思っています。これまでこの区別があまりついていなくて、全部まとめて700社と言っていたんだと思いますけれども、こうした質的な区別というのははっきりしていく必要というのはあるなという感覚は持っています。

以上、雑駁で本当に申し訳ありませんが、ただ失礼いたしました。

○山内委員長

ありがとうございます。次は四元委員ですね。どうぞご発言ください。

○四元委員

四元です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○四元委員

ありがとうございます。私も8ページの論点2の小売電気事業者の求められる姿というところで、この2年間ぐらい、いろいろございましたので、この事務局の問題意識というのは非常に共有するところではありまして、日ごろ、自律性の確保とか、私自身も問題意識としてはそう持つんですけども、一方で、村松委員、松橋委員のご意見というのも非常に理解ができて、これ、いざ小売電気事業者を同区分するのといった時に、自律性って何ぞや、それから仮に何かそれを概念設計できたとして、それを区別する理屈づけは何だ、もしくは法的に分けるのをどういう理論構築ができるかということ、結構難しいんじゃないかと思っています。業務の委託が悪いわけではないですし、いろんな委託の仕方があるわけで、それが何か適切に分けられるのかというのは結構深淵な、もしかしたら検討事項になるのかなと思っていますが、いずれにせよ重要なイシューでありますので、今後議論、検討はしていきたいと思っています。感想めいたことで恐縮です。

あとは、今、電力分野の競争というのはいろいろで、話題にはなっております、もちろん競争性ってとても大事ですけども、感想としては、岩船委員がおっしゃったこと、かなりのところ共感を覚えるところがございまして、それで、別途世間を賑わしていますけれども、公取委の電力分野の実態調査というのは、実施するというのは、当然のことな

から興味を持っては受け止めております。公取委として、この現状の中で、競争法に基づいてどういう問題意識を持つのか、もしくは提言されるのかというのは、われわれとしても興味を持って見守っていくべきだと思います。そういうので、またその観点からの情報ご提供もいただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次は松村委員ですね。どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

今回の議論と直接関係ないことを言うようで申し訳ないのですが、今回もいろんな意欲的な議論が出てきて、問題意識はとてもよく伝わってくると思います。今回の資料、よくまとめていただいたと思います。

その上で、足元問題が起こっていて、それを解決しなければいけないという話と、将来どういう制度を作っていくのかという話は、まず頭の中で区別した上で、さらに将来の姿を見据えて、その途中経過として自然なものなのか、あるいはまさに足元の対策というのをにらんでいるのかというのは、常に頭の中で整理しなければいけないと思います。

岩船委員が前のラウンドでご指摘になった点が全くもったもだと思うのですが、実際の改革もそのような方向だと思っている。今は時間の流れでいろんな市場がある。1年前に調達する調整力、1週間前に調達する調整力、スポットがあって、その後またスポットの後で調整する Δ kWがあり、時間前市場があり、それでインバランスがある。こういう一連のものを一つ一つばらばらに見るのではなく、統一的にどういうものが望ましいのかを考えることが以前提起されて、その提起に従って今議論が進んでいると思っています。

k Wと Δ kWの同時調達はとても重要ではあるけれどその1つのピースに過ぎないと思う。全体としてインバランスまで含めた市場がどうあるべきか、将来どういう市場になっていくべきなのかという議論は今進んでいると思います。その姿は岩船委員がご指摘になったような姿だと思うのですが、当然前提に置くべき。

ノーダル制ももう一つの柱だと思います。それもこれから整理されて議論が進むと思います。そうすると、全体像がそれプラス容量市場という格好でかなり整理できるようになる。その大きな枠組みを考えながら議論していけば、岩船委員が前のラウンドでご指摘になったようなことはきちんと対応できるのではないかと思います。

その上で、足元、そのラインでないとしても、やらなければいけないことという問題意識が出てくるのだとすれば、それについてちゃんと考えていくということだろうと思います。今回の資料で、長期の相対市場を何とか発展させたいという考えを強くうかがうことができる。それはどこに位置付けられているのかということも頭の中で整理しながら今後詰めていかなければいけないと思います。

その足元のものとして、長期の市場ができ、小売もそれに積極的に参加していくべきだし、卸売りのほうもそれに対応していくべきだという問題意識は、今回の提起以前にも、例えばベースロード電源市場で長期の契約はできないのかというような議論をし、それに対しては、むしろ相対取引のほうが自然ではないかという議論が出てきて、それも踏まえた上で今回の議論が出てきているのだと思います。一つ一つ障害を除きながら、発電側と小売側がウィン・ウィンになるような長期契約を何か妨げるような要因はいったい何なのかを、今回の整理に基づいて、今後足元の問題として議論していくことになると思います。

その足元の問題を議論していく時に、なぜ長期の相対契約というのはこんなに薄いのかというようなこと、それは、発電側がそういうメニューを新規参入者に対して出さないというのもあり得る理由の一つですが、発電側の意見は、小売のほうにニーズがないと言っているわけですね。でも本当にそうなのでしょうか。安定的な小売を築いていくためにも、発電側の安定性を高めるためにも、両方ウィン・ウィンになるような長期契約が、なぜ自然でできてこないのかを、一つ一つ考えていかなければいけないと思います。

その際にぜひとも考えていただきたいことは、長期契約になった時に転売禁止などという条項が付いていたら、もうほぼ小売は買えない。普通の小売は限定的にしか買えない状況になると思います。あるいは、結果的に著しく差別的なものになると思います。具体論が出てきた時に詳しくその理由は説明しますが、いずれにせよ、長期にコミットするのに転売ができないなどと言われたら、そんなのコミットしようがなく、発電側のほうが当たり前のように転売不可などという条項を付けている状況で、長期のニーズがないなどという議論をしても無意味だと思います。このような細かなところも含めてその念頭に置きながら、議論していただければと思います。

さらに、今回出てきた資料では、確かに丸投げという言葉が出てくるととてもネガティブに聞こえるというのはそのとおりなので、言葉の使い方を変えるべきだと思うのですが、今回の事務局の資料、私が理解したところでは、例えば取次とかというのは、究極、電気関係のことは全部特定の人に丸投げしていて、それで営業のところの特化するというわけですね。でも、これも丸投げだからと否定しているものではない。こういう事業形態もあり得る。しかしこれではある意味で競争を活発化するような本格的な小売とは言えない。ある意味で本当に役割を果たすような小売というのに育ててほしい。

例えば、岩船委員の前のラウンドのご発言で言えば、DRのようなものもフルに使いながら、効率的に発電側に落ちる付加価値も取りに行くような、そんな小売事業者にも育ててほしい。そのピースのひとつとして、中長期的な調達、安定性というものも考えてほ

しいということが事務局で出てきた案だと思います。これはこういう小売事業者でなければいけないと決めつけているものではなく、こういうものが一定の役割を果たしてほしい、それ以外のスタイルの事業者を否定するものではないけれど、こういうタイプの事業者に育ててほしいという願いも込めて資料が出てきたのだと思います。従って、いろんな形態の小売があることを否定するものではないことは何度も繰り返し確認しなければいけないかと思いました。

次に、その大きなピースとして、容量市場で安定供給を支えていくことは、容量市場を導入した時にずっと言ってきたこと。その後、新規電源の市場だとかというのは出てきたわけですが、これは容量市場だけを使ってこれを確保しようとする、容量を確保するためのコストはどこまで高くなるのか分からない。ゼロエミッションだとかの制約がかかっている、ますます供給側に制約がかかる状況になり、容量市場だけに頼るとどこまでコストが上がるか分からない。だからそれを補完するようなものをいろいろ考えている。だから、ある意味で複雑に見えるということですが、基軸は容量市場だということさえ間違わなければ、無茶な制度設計にはならないと思います。

この委員会でも、例えば新設市場、新規電源の市場が安定供給のために不可欠だとかという議論が横行しているような気がする。そういう議論が横行すると、容量市場を設計した時のあの議論は何だったのだと、容量市場っていったい何なんだ、こんな市場廃止しろなどという議論を誘発するし、そのような議論を聞けば、自然にそういう発想が出てきたとしても、それは非難されるようなことではない、そんな議論を横行させるほうが問題だと思います。

そうではなくて、容量市場という機軸の市場を補完的な手段で支えていくという点をみなが共通認識として持っていないと、これからつくられる市場も限りなくゆがんでしまうと思います。この点は、全体の整理をもう一度きちんとしなければならないかと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次は、ちょっと委員の方を優先させていただいて、秋元委員ですね。秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございました。簡単にだけ申し上げたいんですけども、他のクリーンエネルギー戦略等の会合の中で、方向性として、排出量取引制度が2026年からだったと思いますが、発電部門に対する有償化が2033年で、炭素に対する賦課金が2028年からというご提示になっていたと思いますので、もうちょっと時間はあるものの、この電力システムの中でもそういった新しい制度が入ってくる中で、どうこちらの制度を調整していったらいいのかと、特に再エネ系の価値取引市場とか、あと、高度化法の義務達成市場という

ころだと思えますけれども、その辺りとの調整というのは、少し時間は先ですけれども、考えていく必要があるかなと思っています。

その上で、やっぱりちょっと全体として見ると、発電部門も、小売部門も、みんな電力業界が疲弊してしまっているというのが正直な感想でございます。ただ、一方で、今後カーボンニュートラルが強まっていく中で、ますます電力のコストは潜在的には上がらざるを得ないんだというふうに思っています。

それが本当に適正に料金転嫁されなければ、やっぱりこれは持続的にカーボンニュートラルに向かって、しかも安定供給も含めて電力システムを維持することができないというふうに思いますので、今、規制料金もあって、一方で縛られながら簡易な料金転嫁が難しい部分も続いていて、ただ、一方で、先ほど申しましたようないろいろな制度が入ってくる中で、価格も変動するわけですので、そういったものに柔軟に対応できるような形も併せて見据えていく必要があるかなと思っています。

料金転嫁の問題というところは非常に私は重要だと思っています、もちろん適正に転嫁されるということが重要ですが、自由化の中で適正に転嫁されなければ淘汰（とうた）されていくということだと思いますので、そういったしっかりした仕組みが、まだ電力システム改革の途中段階という形でもあると思いますが、システム改革がさらに競争的になる中で、そういうことがしっかりできるようになっていかないと、今度はやっぱりデマンドレスポンスや需要側の対策も適切に入っていないという形で、先ほどから話もありましたような全体最適にもつながらないということにもなりかねないので、そこも含めて議論をしっかりしていただきたいなと思っています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。委員の方、他に、大体発言されたですかね、委員の方は。よろしいですかね。それでは、エネット谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。資料5の検討内容や方向性については異論ございませんが、検討を進めるに当たって、小売事業の関係で2点要望をコメントさせていただければと思います。

まず、5ページの市場・取引環境整備と対応状況の整理の中で、小売電気事業者間の競争を支える電源の確保と調達環境が重要と指摘いただいております。これまでさまざまな環境整備に継続的に取り組んでいただいておりますが、6ページのところに例示されていますように、長期的な観点から短期的な観点までさまざまな課題というのもございますので、内包する課題も含めて実態を掘り下げて対策を講じていくことが、競争活性化と安定供給の確保の観点からも重要であると思います。

例えば、旧一般電気事業者の発電部門とグループ内小売との長期相対契約の状況や、卸

売価格や運用条件、先ほど松村委員からもご指摘ありましたが、長期契約等も含めてオプションメニューの整備状況ということについて、監視委員会が中心に取り組んでいる内外無差別の観点ということに加えて、供給量、取引価格、卸メニューの多様化といった観点からも検証、検討を進めていくことをお願いいたします。

2点目につきましては、いろいろ議論がございましたが、8ページの分類の関係でございますが、こちら先ほどから出ております電源調達・需給管理を第三者に丸投げをする場合は想定外のリスクを負う可能性があるというような点についてですけれども、われわれ小売電気事業者にはそもそも供給力確保義務が課されており、想定を超えた電源調達費の増大や、多量の不足インバランスの発生などの想定外のリスクを負った形で創意工夫しながら事業を行っております。

3ポツ目に現行制度は電源調達・需給管理まで含めた小売事業者としての自律性が求められるという記述がございまして、まさに現状そのとおりで考えておりますので、仮に、今後検討を進めていく中で、小売事業者の中でも分類を行うという形になっていく場合において、分類を定義する際の責任範囲によって事業者間の公平性や小売事業者への影響というのが出てこない点に十分配慮して検討を進めていただければと思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、電気事業連合会佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会佐々木でございます。1つコメントさせていただきます。

本資料におきまして、議題2、今後の電力政策の方向性を踏まえつつ、さらなる検討課題として、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備をはじめ、今後の電力政策に係る論点等が示されたものと受け止めております。

今後、具体的な検討が進められていくものと認識をしておりますが、12ページにおきましては、各制度の在り方と検討の視点をお示しいただいております。いずれの視点も重要であると認識しておりまして、適正な競争環境はもとより、日本固有の特性を踏まえたエネルギー安全保障の視点も含め、安定供給が持続的にしっかりと確保できる競争環境整備にも留意した上でご検討いただきたいと考えております。また、われわれ事業者といたしましても最大限検討に協力をしてまいり所存でございます。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、続いて電力・ガス取引監視等委員会新川オブザーバー、どうぞ。

○新川オブザーバー

新川でございます。電力・ガス取引監視等委員会では、全ての需要家に低廉、安定、多様なエネルギーをと、そのため、全ての事業者に公平、多様な事業機会をとというのをミッションとして掲げております。今般の議論を行うに際しても、発電事業者や小売事業者の事業環境整備を行うことを通じて、最終的には需要家に低廉で安定的な電力供給を行うことが目的であるべきだと考えております。そのためには、市場メカニズムを適切に活用することや、市場への信頼を守るということを通じて、健全な競争を促していくことが大事であると思っております。そうした視点も踏まえて、議論が深まるということを期待しております。

各論としては、8ページのところで、小売事業者の分類をするというご提案も出ておりますが、これが松村先生がおっしゃったように、他のものを否定をしないのか、それともそれを否定して完全に分けるのかということにもよるとは思いますけれども、私どもでも、親BGの重要性というのは認識しているところでございまして、そこを電気事業法上認識するのか、逆に、子BGを別に考えるのかという論点であろうと思っております。

また、市場が細切れでうまくメリットオーダーが機能していないのではないかと思われるところ、エネ庁で議論されております同時調達市場含めたあるべき姿の議論には期待をしているところでございます。

いずれにしても、監視等委員会としても、引き続き取引市場や小売事業の環境整備につきまして、健全な競争の促進や、需要家の保護といった観点から取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。参考資料1に、日本経済団体連合会の武田委員のコメントがございます。これについてはご紹介は。

○小川課長

お読みいただいて。

○山内委員長

お読みいただいてということでもよろしいですかね。それでは、これについてはご参考にしていただければということでもよろしくお願ひいたします。他にご発言ご希望いらっしやいますか。よろしいですかね。

ありがとうございました。それでは、いろいろご意見いただきました。事務局のほうからコメント等ただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○吉瀬室長

ありがとうございます。資料5、特に8ページにつきましては、さまざまご意見頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

小売事業者の経営も含めて、大変揺れ動いている現状でございますので、改めて求められる姿ということでお示しをしたものでございます。

他方で、複数の委員からご指摘いただきましたけれども、小売事業者の多様性というものをご否定するつもりは全くございません。その点については、ある意味ではご安心いただければと思っておりますけれども、一方で、やはり小売事業者もそれぞれの自分の特性というものを生かしながら、要は、需要家に選ばれる小売事業者であると、そして需要家に対して安定的に電気を供給できる小売事業者であるということが、当然経営の大前提ということであろうと思っております。

従いまして、その小売事業者自身の努力というところと、需要家の選択というところをどううまく結び付けるかというところが、後半に出てくる情報提供の話でもございます。その点について、開示すれば分かるというものではないという村松委員からのご指摘というのは大変重要だと思っております、ちょっとすみません、私の説明が不十分でありましたけれども、26 ページでも一言だけ触れておったのですが、やはり小売事業者も情報について容易に比較できるということも極めて重要だと思っております。

これは比較をされている民間事業者さんもいらっしゃるし、そういうケースも含めて、どういう情報が、誰によって、その比較情報として提供されるのかということですけど、全てが、政府が何かやるということではありませんが、その前提を少しそろえるようなことも必要なかなと思っておりますので、ちょっとここはまた引き続き議論を深めさせていただければと思っております次第であります。

丸投げという点については、やや乱暴な言葉遣いであったかもしれませんが、すみません、ちょっとうまい表現を見つけられずそういう書き方になりましたが、一方で、松村先生にもご指摘いただいたように、こういう、ここに今回書かせていただいたような自律性がある小売事業者により育っていただきたいという思いであるという点については、松村先生からご理解いただいた全くそのとおりでございます。

いったん私からのコメントは以上とさせていただきます。

○山内委員長

よろしゅうございますかね。ありがとうございました。いろいろご意見をいただきましたありがとうございます。さっき冒頭に言いましたけど、これからまたこれ議論していくということでございますので、皆様のご意見は事務局のほうで受け取っていただいて、さらなる議論の展開、これを促していただきたいと思います。

○山内委員長

それでは、全体を通して、以上、議事ということになりますけれども、特段ご発言のご希望はよろしいですかね。

では、本日の議事はこれで終了ということでございますが、本日も長時間にわたって活発にご議論いただきましてありがとうございました。これをもちまして第57回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。失礼します。